

「県内一斉商品量目立入検査」を実施しました。

県及び特定市(福島市、会津若松市、郡山市及びいわき市)は、7月と11月を「商品量目適正計量強化月間」として、商品の内容量が表記されたとおり適正に計量されているか確認するため、県内一斉に「商品量目立入検査」を実施しています。

令和7年6月～8月に実施した検査の結果は、次のとおりです。

1 立入検査の概要

- (1) 実施期間 令和6年6月23日から8月26日まで延べ15日間
- (2) 実施区域 県内5市1町
- (3) 対象事業所 スーパーマーケット、食料品小売店等 計27事業所

2 商品量目の検査結果について

(1) 検査数及び不適正商品の状況

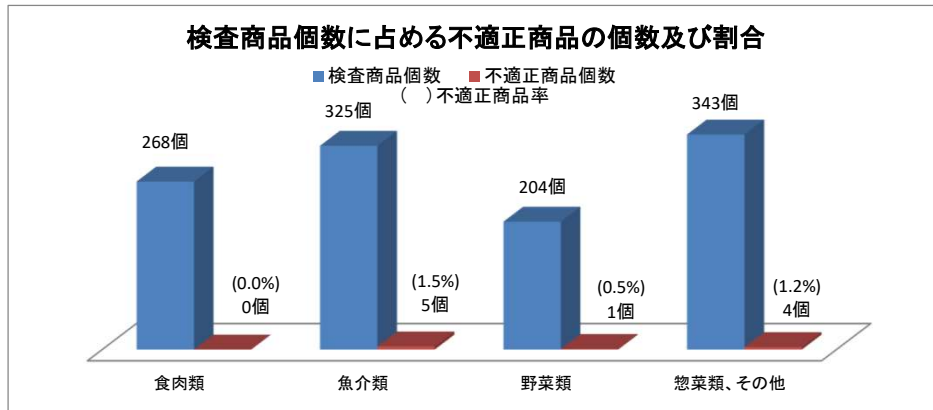
検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
県(4町)	4事業所	2事業所	120個	2個	1.7%
特定市(4市)	23事業所	2事業所	1,020個	8個	0.8%
合計	27事業所	4事業所	1,140個	10個	0.9%

※不適正事業所とは、検査商品個数に対する不適正商品個数の割合(不適正商品率)が5%を超えた事業所をいいます。

※不適正商品とは、内容量の不足が、計量法に定める許容誤差(量目公差といいます。)を超えている商品をいいます。

(2) 商品分類別の不適正商品の状況

商品分類	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
食肉類	268個	0個	0.0%
魚介類	325個	5個	1.5%
野菜類	204個	1個	0.5%
惣菜類、その他	343個	4個	1.2%
合計	1,140個	10個	0.9%



(3) 不適正商品の原因

不適正商品10個の原因は、計量時の風袋量を適正に設定していなかったことによるものと、乾燥等の自然減量によるものでした。

パック商品のトレーやラップなどの包装、わさび等の添え物を「風袋(ふうたい)」といいますが、風袋は商品ではないので、内容は風袋量を差し引いて計量しなければなりません。

また、水分の蒸発等により自然減量しやすい商品で陳列してから長時間経過したものは、再計量を行う等の注意が必要です。

(4) 不適正商品のあった事業所への対応

不適正商品のあった事業所に対しては、その原因を確認し再計量を指示するとともに、正確計量の励行について指導しました。

3 使用している「はかり」の検査結果について

(1) 検査数及び「はかり」の使用状況

検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査台数	不適正台数	不適正台数率
県(4町)	4事業所	3事業所	54台	5台	9.3%
特定市(3市)	20事業所	0事業所	127台	0台	0.0%
合計	24事業所	3事業所	181台	5台	2.8%

(2) はかりの不適正な使用の原因

はかりの不適正な使用の理由は、はかりの定期検査を受けていないはかりで取引・証明(宅配便の運賃算出)を行っていたことによるものでした。

計量法により、取引・証明行為に使用するはかりは、計量法の基準に適合し検定証印又は基準適合証印が付され、定期的に知事等の検査を受けたものでなければなりません。

また、はかりは水平に置いて使用しなければ正確な計量が出来ずに誤った計量をする原因になります。

その他、作業室の出入口付近や空調設備の送風口近くでの計量は、風の影響にも注意が必要です。